資料４

企業取引研究会

日本繊維産業連盟における
取引適正化の取組みと課題について

2026年10月28日
日本繊維産業連盟

1．これまでの活動実績①

自主的な取組を継続し、計画・調査・周知を通じて改善を進めてきた。課題は現場への浸透と具体的な行動変容

2017年3月	歩引き取引廃止宣言
2017年3月～2026年1月	繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上にむけた自主行動計画：第1版から第8版(2026年1月)改訂 同フォローアップ調査：2017年第1回～2025年第9回
2020年1月	「2030年あるべき繊維産業」提言 繊維業界が率先して実行するものとして「法令遵守・コンプライアンスを前提とした取引条件の適正化」を明記
2020年6月～	「パートナーシップ構築宣言」の会員への周知・協力依頼
2023年3月～2026年2月	繊維業界における適正取引に向けた自主行動計画の徹底プラン：第1版から第3版へ Gメンヒアリングによる不十分な対応の指摘も踏まえ策定・改訂
2023年10月	経営者トップセミナー開催への繊維業界としての協力
2025年10月～2026年1月	大串経済産業副大臣によるハイレベル要請 ハイレベル要請について、総会にて加盟団体に説明、共有

1．これまでの活動実績②

（1）自主行動計画

Ⅰ．適正取引の推進に関する取組み
　1．合理的な価格決定のための取組み
　2．コスト負担の適正化のための取組み
　3．支払条件の改善のための取組み
　4．知的財産の取扱いについて
　5．検査基準の取り決めについて
　6．取引上の問題を申し出しやすい環境の整備
　7．パートナーシップ構築宣言の促進
Ⅱ．付加価値向上等に向けた取組み
　1．生産性向上のための取組み
　2．人材育成・教育の推進
Ⅲ．普及啓発活動の推進
Ⅳ．自主行動計画のフォローアップ

（2）徹底プラン

1．取引対価について
　1）指摘事項等
　2）対応方針・改善方針
　以下同様
2．価格交渉について
3．短納期発注について
4．分割納入について
5．支払い条件について
6．歩引きについて
7．検査基準
8．知的財産の保護について
9．取適法違反がないかの自主点検
10．パートナーシップ構築宣言の実施

2．商慣習についての認識①｜価格転嫁（契約後の仕様・納期変更/返品を含む）

（1）価格転嫁（契約後の仕様・納期変更／返品を含む）

【2025年フォローアップ調査】

・価格改定協議を「全ての仕入先」と実施：49.1%。

・コスト増の「概ね反映以上」：原材料77.4%、エネルギー73.0%、労務費72.2%。

・短納期発注や急な仕様変更に係る適正コスト負担は、実施していない企業が半数超。

【Gメン指摘】

・発注後の数量減・取消しで、材料・在庫・人件費等の損失を受注者が負担。

・受注者に責任のない返品、再加工、追加サンプル費用が請求できない。

・短納期や仕様変更の追加費用を認めない、価格協議に応じない／回答を先延ばしする事例。

【業界認識】価格協議の実施やコスト反映は進展しているが、協議の定期化、受注者の責めがない追加費用の負担、返品等について課題が残る。受注者が取引継続への影響を懸念し、費用請求や改善申し入れを行いにくいとの声も依然としてある。

2．商慣習についての認識②｜歩引き（代金減額）／無償保管

フォローアップ調査では改善傾向。一方、Gメンヒアリングでは長年の慣行や交渉力格差に起因する事例が確認された。

（2）歩引き（代金減額）

【2025年フォローアップ調査】

・減額要請を「行っていない」企業は93.2%(前年を上回る)。

・一方、減額時に書面等で合理的説明を行った割合は20%にとどまる。

【Gメン指摘】

・歩引き・協賛金・リベート等として、合意代金から毎月1～数%を控除。

・廃止を申し入れても拒否される、相殺明細が示されない、転注を示唆される事例。

（3）無償保管（型・治具、在庫 ）

【2025年フォローアップ調査等】

・型・治具の無償保管は、繊維では問題になっていないとの認識でフォローアップ調査の対象外であった。

・在庫については、業界内で指摘があり、対応を始めた。

【Gメン指摘】

・型・木型等の保管・メンテナンス・廃棄費用を受注者が負担し、書面ルールもない事例。

・原反や製品在庫を無償で長期間保管させられ、倉庫費・管理負担が発生する事例。

業界認識：（１）歩引きは改善が見られるものの、依然として廃止されていない、（２）在庫や型・治具の無償保管は新たな課題として実態調査を行っているところ。

2．商慣習についての認識③｜現金払い・支払サイト

（4）支払い現金化、支払いサイト短縮（60日以内）

【2025年フォローアップ調査】

・現金払いへの移行進展（2024年59.4%→2025年67.0%）

・約束手形の利用も低下（2024年37.9%→2025年21.1%）

・約束手形の支払いサイト　60日超の比率が42.9%。現金払いでも、受領日から60日を超えるものがある。

【Gメン指摘】

・現金払いでも締日・支払日の組合せにより60日超、90日程度となる例。

・電子記録債権のサイトが90～120日、割引手数料等を受注者負担とする例も報告。

【業界認識】現金払いの拡大だけでなく、受領日を起算点とした支払期限の考え方への理解とその遵守をさらに徹底する必要がある。約束手形については、来年３月までに銀行での取扱いが実質的に停止されることについて、引き続き徹底を図り、現金化、電子記録債権等への移行を推進。

3．是正すべき商慣習に対する今後の取組

改善傾向を維持しつつ、Gメンで指摘された具体的な行為を業界内で共有し、現場で使える形に落とし込む。

年度内	①「取適法禁止事項ガイド」の周知 ・周知することにより、自主行動計画・徹底プランの実効性を高める。
年度内	② 関係団体への実態調査 ・型/治具、在庫の無償保管については関係団体に調査実施中。 ・そのほかのGメン指摘事項（改善すべき商慣習）についても、実態調査を実施。
来年度前半	③「悪しき商慣習リスト」の作成 ・「禁止事項ガイド」、Gメン指摘事項、上記調査等を基に、止めるべき行為を個別具体的に明示するチェックリストを作成。 ・チェックリストを徹底プランの付属文書とし、自主行動計画記載事項の徹底を図る。 。
来年度前半	④ 自主行動計画・徹底プランの改正 ・Gメン指摘事項、上記調査結果を踏まえて、自主行動計画の徹底プランの改正も検討する。

４．政策当局に対する要望・課題感

要望：日本繊維産業連盟の会員外も含め、繊維業界全体で取引適正化を徹底

- 自主行動計画や徹底プランの周知は、連盟・加盟団体の会員企業を中心に進めている。業界全体の取引適正化には、繊維関係の業界団体に属さない事業者（アウトサイダー及び小売業者）にもルール・趣旨が浸透することが重要。
- Gメン等で把握された業界共通課題のフィードバックを引き続きお願いしたい。
- サプライチェーンの中で取適法の対象外取引（大企業同士、中小企業同士）が、取適法対象取引に影響している実態がある。Gメン指摘の中にも取適法対象取引とそうでないものが含まれており、同法の対象外取引についても、何らかの法的規制を導入していただきたい。